

秦野市ごみ処理基本計画（案）について

1 策定に係る主なポイント

(1) 計画期間

平成 29 年度から平成 43 年度（15 年間）

※ 中間目標年度を平成 33 年度とし、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を改定し、平成 34 年度から平成 43 年度までを新規策定します。

(2) はだのクリーンセンター 1 施設による焼却体制への移行

伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設（以下「90 t 焼却施設」という。）については、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）が、「伊勢原清掃工場 90 t / 日ごみ焼却施設維持管理計画」を策定し、延命化の検討を進めました。この計画を基に、秦野市、伊勢原市及び二市組合職員で構成する、ごみ処理計画策定等相互調整会議で今後の方向性を検討した結果、修繕費用及び基幹改良工事に係る焼却体制を考慮し、10 年後の平成 37 年度までの稼働が限度であるとししました。（二市組合の所管事業）

(3) 新たな資源化施策

平成 38 年度から、はだのクリーンセンター 1 施設体制とするためには、将来予測人口の焼却量に対し、さらに約 6,000 t 減少させなければなりません。そこで、ごみステーションに排出されたごみの組成分析調査結果を基に、家庭の可燃ごみの 22.4% を占める「刈り草等（雑草・草花・落ち葉）」の資源化を新たな方策として進めます。

平成 27 年度のごみ量の実績に換算すると、年間約 7,200 t の刈り草ごみが排出されていると想定されることから、その半分を資源化できれば、大幅な焼却量の減少が期待できます。

【その他の減量施策】

- ・ 生ごみ分別収集協力世帯の拡大
 - ・ 生ごみ処理機及びディスポーザーの普及
 - ・ 生ごみの水切りの奨励
 - ・ 可燃ごみに混入した資源物の分別強化
 - ・ 事業系ごみの展開検査及び指導の強化
 - ・ 資源化優良事例の周知
- } 生ごみ 5 % 減量
} 可燃ごみに混入している資源物 50 % 減量
} 事業系ごみ 5 % 減量

(4) 家庭ごみの有料化の検討

平成 38 年度から、はだのクリーンセンター 1 施設体制での焼却に移行するため、さまざまな減量・資源化施策を継続、強化するとともに、刈り草ごみ等の新たな資源化施策を実施します。それでも、本計画の中間目標年度である平成 33 年度までに、ごみの減量が計画どおり進まなかった場合には、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進していく観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた収集方法や料金設定等の具体的な条件の検討を進めます。

(5) 最終処分計画

栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期限が平成 35 年度までとなっています。平成 36 年度以降の焼却灰等の処理処分については、圏外の民間施設で資源化処理や埋立処分を進めていきます。（二市組合の所管事業）

2 新たな目標値の設定

(1) 市民一人1日当たりのごみ排出量（資源物を除く）

刈り草ごみの資源化、生ごみ減量、事業系ごみの指導強化、家庭ごみの分別徹底等の施策を実施し、平成38年度から、はだのクリーンセンター1施設で安定的に処理できる量となるよう新たな目標値を設定しています。

	次期計画	現計画
平成27年度（実績）	696g／人・日	696g／人・日
平成33年度	637g／人・日	581g／人・日
平成38年度	586g／人・日	
平成43年度	573g／人・日	

(2) 資源化率

刈り草ごみの資源化と、はだのクリーンセンターから出る焼却灰を全量資源化することにより、中間目標年度である平成33年度には、現計画の目標値よりも高い資源化率を設定しています。

	次期計画	現計画
平成27年度（実績）	23.8%	23.8%
平成33年度	29.2%	28.6%
平成38年度	36.1%	
平成43年度	37.5%	

はだのクリーンセンター稼働開始 (H25.1)

90トン炉建設から30年経過 (H27)

当初90トン炉の使用停止見込み (H31)

90トン炉の延命化 (H37)

